

令和5年度第1回東区協議会 次 第

日時：令和5年4月19日（水）午後1時30分から

会場：東区役所 31・32 会議室

1 開会

2 区長挨拶

3 委嘱書の交付

4 委員及び職員の紹介

5 議事

(1) 会長及び副会長の選任について

(2) 報告事項について

令和5年度浜松市東区区政運営方針について

【東区・区振興課】

(3) 地域課題について

6 連絡事項

(1) 各課からの連絡

(2) 次回以降の開催予定

5月の開催予定 令和5年5月24日（水）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31・32 会議室

6月の開催予定 令和5年6月23日（金）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31・32 会議室

7 委員からの発信

8 閉会

東区協議会委員名簿

(任期:令和5年4月1日～令和8年3月31日)

No.	氏名	よみがな	性別	選出母体等	地区	期
1	磯部 茂明	いそべ しげあき	男	浜松市東区災害ボランティア連絡会	和田	1期目
2	岩井 正次	いわい まさじ	男	浜松市東区自治会連合会	積志	1期目
3	小栗 恭子	おぐり きょうこ	女	とぴあ浜松農業協同組合	笠井	1期目
4	小野 敏彦	おの としひこ	男	直接指名委員	積志	2期目
5	川合 喜實子	かわい きみこ	女	浜松市人権擁護委員連絡協議会	笠井	1期目
6	栗田 孝代	くりた たかよ	女	浜松市東区民生委員児童委員協議会	長上	1期目
7	齋藤 孝明	さいとう こうめい	男	浜松市子ども会連合会	和田	1期目
8	齋藤 誠	さいとう まこと	男	浜松市東区自治会連合会	中ノ町	1期目
9	清水 猶	しみず なお	男	浜松市東区民生委員児童委員協議会	笠井	2期目
10	菅沼 とも子	すがぬま ともち	女	ガールスカウト浜松市協議会	笠井	1期目
11	高林 直子	たかばやし なおこ	女	浜松市東区保護司会	笠井	1期目
12	田中 美代子	たなか みよこ	女	ヘルスボランティア活動連絡会	和田	1期目
13	原 利夫	はら としお	男	浜松市東区自治会連合会	蒲	2期目
14	間瀬 弘明	ませ ひろあき	男	浜松市スポーツ協会	蒲	1期目
15	馬塚 繁光	まづか しげみつ	男	直接指名委員	積志	2期目
16	松本 久和	まつもと ひさかず	男	浜松市東区自治会連合会	笠井	2期目
17	宮下 まゆみ	みやした まゆみ	女	浜松市東区地区社協連絡会	蒲	2期目
18	森田 良信	もりた よしのぶ	男	浜松市東区自治会連合会	長上	1期目
19	山田 俊明	やまだ としあき	男	公募委員	積志	2期目
20	米山 英二	よねやま えいじ	男	浜松市東区自治会連合会	和田	2期目

※50音順

令和5年度 東区協議会 出席職員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名	新任
1	東区	区長	の だ し ほ 野田 志保	○
2	区振興課	副区長 課長	お の て つ じ 小野 哲司	○
3		調整官	ほんま ひでたろう 本間 秀太郎	
4	区民生活課	課長	さ さ が わ ひ で ゆ き 笹川 秀幸	
5	社会福祉課	課長	す ず き ま さ た か 鈴木 誠隆	
6	長寿保険課	課長	す ず き か ず の り 鈴木 和紀	○
7	健康づくり課	課長	き た む ら さ と し 北村 聡	○
8	東・浜北土木整備事務所	副所長	さいとう たかひさ 齋藤 隆久	○

●事務局

No.	所 属	役 職	氏 名	新任
1	区振興課	課長補佐	や た か つ ぐ の り 谷高 嗣紀	○
2	地域振興グループ	グループ長	お が い の り ま さ 小粥 規正	○
3		一般職員	ま ぶ ち ゆ き 馬淵 有希	
4		一般職員	は ら え り か 原 恵利香	

区協議会について

市民協働・地域政策課

(1) 区協議会の法的位置付けと目的

▶法的位置付け

- 地方自治法第252条の20第7項に規定する政令指定都市の行政区に置く「区地域協議会」
- 浜松市では、「区協議会」と呼ぶ
- 「区地域協議会」は、20政令市指定都市中、浜松市のみ設置
- ※新潟市は令和元年度まで設置していたが、令和2年度から一般的な附属機関（地方自治法第138条の4第3項）に位置付け変更

▶目的

- ①住民自治を推進するために設置する
- ②地域を支える人々や地域に根ざした諸団体の主体的な参画により、地域住民の意見を行政運営に反映する

(2) 一般的な附属機関と区協議会の違い

▶附属機関

- 市長が行政執行に必要な専門家等の意見を聞くために
市の内部に置く合議制の機関
- 行政側からの委嘱を受けた委員が調査、審議、審査等を行う
- 法的には、個別法又は地方自治法の規定に基づき、
条例の規定により設置される

総務部	市民部	健康福祉部	環境部	産業部	都市整備部	土木部	...
行政区画等審議会	男女共同参画審議会	社会福祉審議会	環境影響評価審査会	商業集積審議会	都市計画審議会	水防賞じゅつ金審査委員会	...
地自法138条の4	地自法138条の4	個別法	地自法138条の4	地自法138条の4	個別法	地自法138条の4	個別法又は地自法

Hamamatsu City Civic Partnership & Regional Policy Division 3

(2) 一般的な附属機関と区協議会の違い

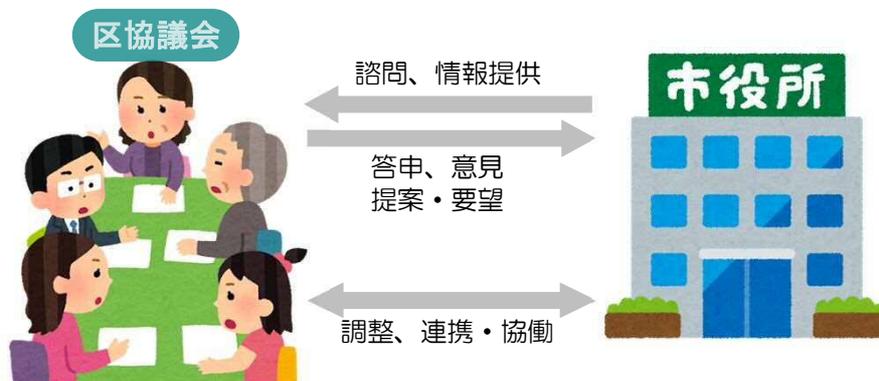
▶区協議会

- 区協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域団体等の主体的な参加と協働活動を通じて、
多様な意見の調整、身近な地域づくりなどを行うもの
- 区協議会は、区における総合行政を推進する1つの手段

	総務部	市民部	健康福祉部	環境部	産業部	都市整備部	土木部	...
中区協議会								
...								
天竜区協議会								

Hamamatsu City Civic Partnership & Regional Policy Division 4

(3) 区協議会と市との関係



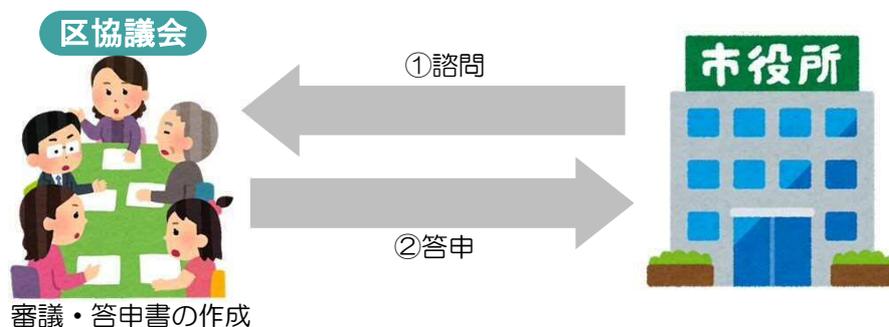
Hamamatsu City Civic Partnership & Regional Policy Division 5

(4) 会議

ア) 諮問 **市発意**

市民意見を聴取しなければならないもの

- ・ 市の施策に関する重要事項
- ・ 住民生活への影響が大きいもの など

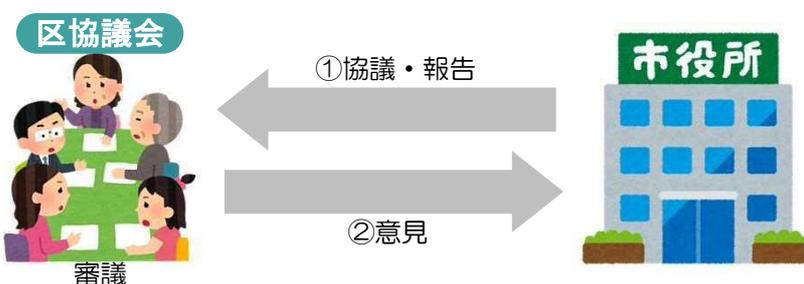


Hamamatsu City Civic Partnership & Regional Policy Division 6

(4) 会議

イ) 協議・報告 市発意

- 協議
諮問以外の案件で、市民意見を聴取したいもの
- 報告
過去に諮問、協議した案件に対する決定事項や進捗状況
市民生活に影響を及ぼす緊急的または突発的な案件等の
対処状況



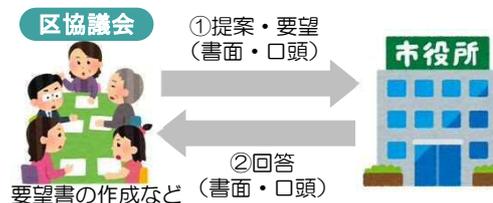
Hamamatsu City Civic Partnership & Regional Policy Division 7

(4) 会議

ウ) 提案・要望 市民発意

区協議会が把握した地域課題など

- 書面
要望書を作成して提出
(所管課が回答書を作成し回答)
- 口頭
区協議会の場で提案・要望
(後日所管課が調整し速やかに回答)



Hamamatsu City Civic Partnership & Regional Policy Division 8

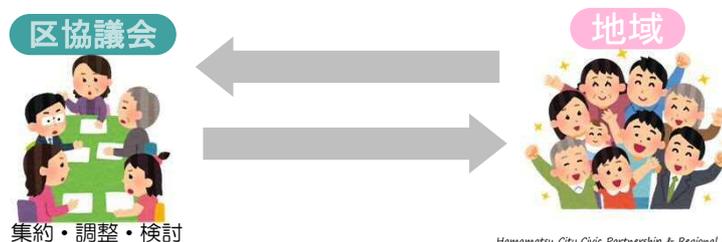
(5) 責務（役割・機能）

▶役割

- 「地域における市民協働活動の要」としての役割

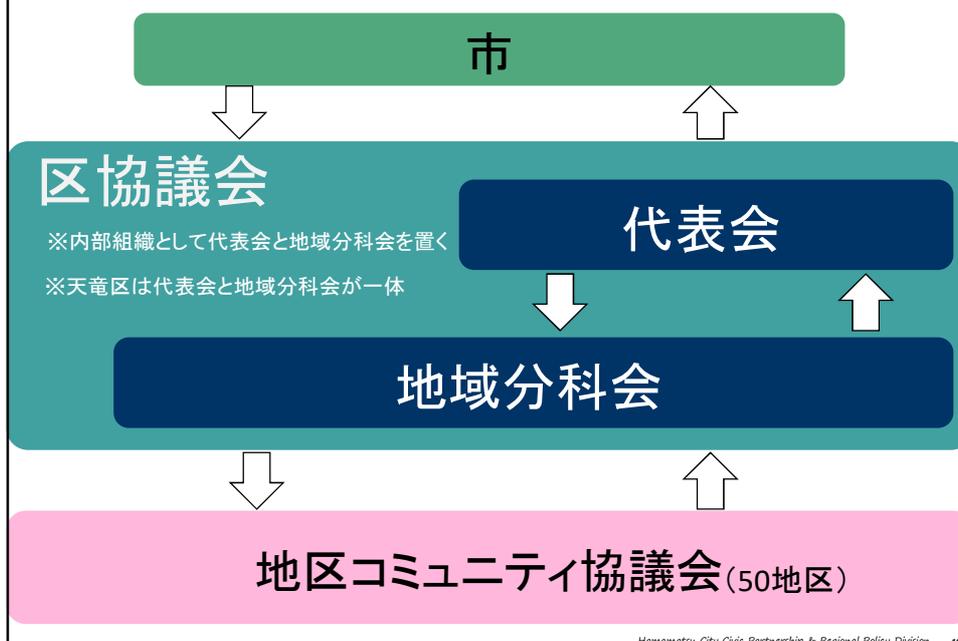
▶機能

- 地域の多様な意見や要望を集約、調整
- 地域課題の解決策を検討
- 地域で目指すまちづくりを提案
- 市や地域から収集した情報を発信



Hamamatsu City Civic Partnership & Regional Policy Division 9

(6) 再編後の協議会の体制について



Hamamatsu City Civic Partnership & Regional Policy Division 10

区協議会活動指針



令和2年4月
浜松市 市民部
市民協働・地域政策課

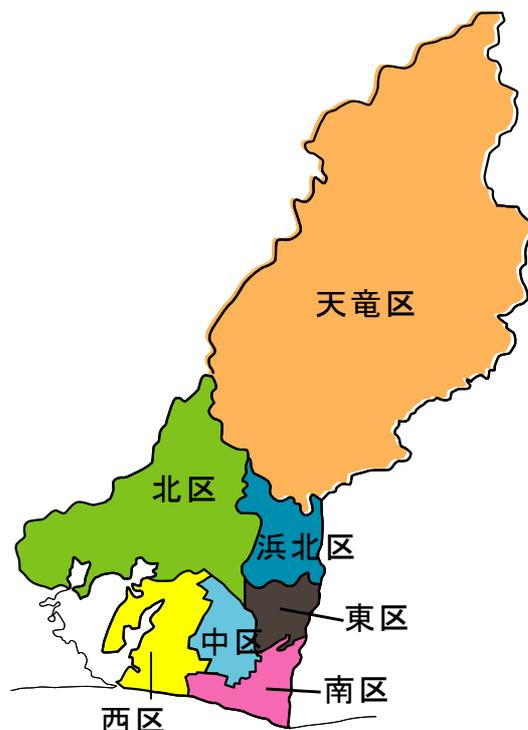
1 区協議会の目的

区協議会は、地域を支える人々や地域に根ざした諸団体の主体的な参画により、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進することで、住民自治の充実を図るために設置するものです。

2 設置状況

(1) 区協議会委員定数

区協議会名	定数
中区協議会	20 人以内
東区協議会	20 人以内
西区協議会	25 人以内
南区協議会	20 人以内
北区協議会	25 人以内
浜北区協議会	20 人以内
天竜区協議会	25 人以内



3 委員の任期等

(1) 委員の任期及び再任回数

- ① 任期 3年間
- ② 再任回数 1回限り

※失職

区協議会委員は、「当該区の区域内に住所を有する者」とされています。このため、当該区外へ住所を変更した日から、委員としての資格を失います。

(2) 報酬

区協議会委員が区協議会の会議等（通常の日協議会の会議、区協議会の委員会、区協議会会長会議など）に出席したときは、1日につき5,000円の報酬を支給します。また、区協議会会長が会長職として会議に出席した場合は1日につき6,000円の報酬を支給します。

(3) 公務災害補償

区協議会委員は、非常勤の職員であるため、公務上において災害等を受けた場合は、条例で定める公務災害補償が適用されます。

4 区協議会の役割

(1) 「地域における市民協働の要」としての役割

浜松市では、「市民協働で築く未来へかがやく創造都市・浜松」を都市の将来像に掲げ、市民協働によるまちづくりの実現を目指しています。「市民協働による重要なパートナー」である区協議会には、市民協働の要としての役割を期待しています。

区協議会を通して、市民と区役所が協働し、地域の潜在力を十分に発揮することで魅力あるまちづくりを目指します。

具体的には、区協議会は、話し合いを通じて、日常身の周りで起こる地域課題を発見するところから始め、地域課題の解決に向けての具体的な取り組みを地域の住民や地域の諸団体、行政へ提案などすることを役割としています。

また、委員が検討事項を地域や所属団体（出身母体）に持ち帰ることにより、地域での話し合いや自主的な活動へつなげるなど活動の輪を広げることが大切です。

①市民協働の必要性

ア 市民ニーズや社会的課題の多様化、複雑化

多様化、複雑化する市民ニーズや社会的課題に行政がすべて対応することは容易ではありません。そのため、当事者としての市民、専門性や機動性、柔軟性を持つ地域の諸団体といった多様な主体の協力が不可欠です。

イ 市民活動の活性化

これまで市民活動というと、自治会などの地縁団体による地域コミュニティ活動が中心でしたが、近年ではそれに加え、NPO法人やボランティア団体など、様々な市民活動の担い手が増加しています。また、そのサービスの有用性も認められてきており、活動分野においても多様化しています。

市民活動の担い手の増加や活動分野の多様化により、市民活動が活性化してきています。

ウ 地方分権の進展

これまで国が行ってきた様々な事務や権限が地方へ移譲されてきており、地方自治体が自らの責任のもとでまちづくりを進めていくということが強く求められています。そこには、市民の役割（自助）、地域の役割（共助）、行政の役割（公助）をそれぞれ発揮し、まちづくりを進めていく必要があります。

エ 市民が主体となったまちづくり

市民が望むまちづくりを実現するためには、市民や地域の諸団体が主体的に活動をし、市民と行政が対等なパートナーとして、共に考え行動することが必要です。

市民自ら地域の身近な課題の解決に向けて行動し、地縁団体はもちろん、NPO法人などの市民活動団体や事業者など、多様な主体とも協働を実践できるような意識の醸成や環境の整備が必要です。

市民協働とは

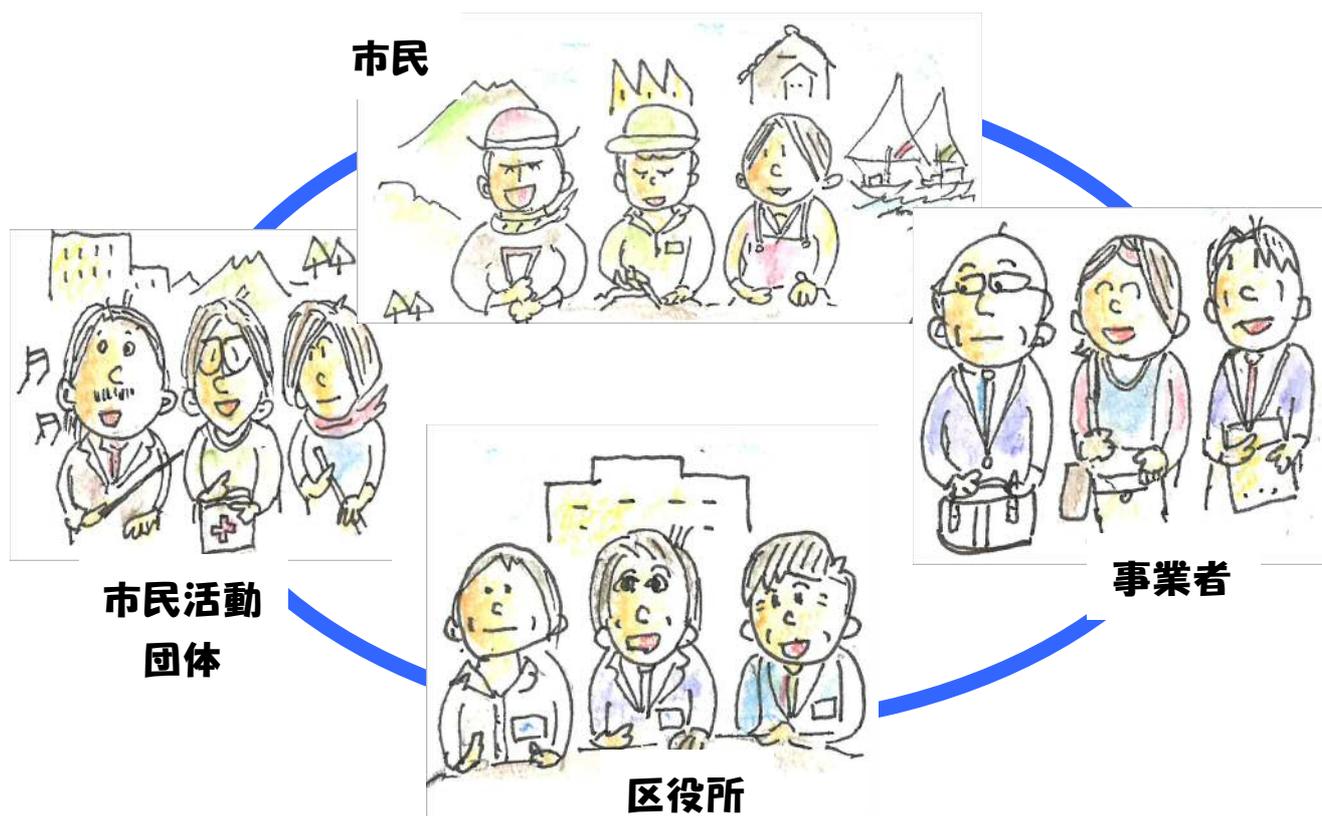
市民、市民活動団体、事業者、市が、考え方や行動が違っていても、それぞれの特性を生かしながら、共通の課題や目標を達成するため、さまざまな観点や形態で取り組むことをいいます。

目標が同じであっても、市とは違った立場や考えのもとで活動することもあります。

また、市民協働を推進するために、浜松市市民協働推進条例で基本理念を次のように定めています。

【基本理念】

- ①市民、市民活動団体、事業者及び市が、それぞれの役割と責務を理解し、互いが対等なパートナーであることを認識するとともに、互いに協力し、及び支援し合うこと。
- ②市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの自主性及び主体性を尊重し、多様な協働の形態により行われること。
- ③市民、市民活動団体、事業者及び市が、公正性や透明性を確保し、互いの情報を共有し合うことにより、相互の参加と参画が図られること。



②意見の調整機能

地域からの意見を広く受けとめ、また、その情報を地域へ提供することで、住民や地域の諸団体が自分たちのまちに関心を持ち、様々な交流・連携を生み出し、個々の活動の輪を広げ、地域における新しい視点や柔軟な発想を生み出すきっかけを創ります。

ア 情報を収集する機能

区協議会は、地域の住民及び諸団体などの多様な意見や課題、地域で活動する諸団体の情報を積極的に収集し、集約する窓口としての機能を持ち、現在の地域の課題を常に把握します。

イ 情報を発信する機能

区協議会は、集約した地域の意見や団体情報を積極的に発信し、地域の住民及び諸団体による情報の共有化を図ります。また、行政からの地域に対する提案等を検討し、地域に発信することで、地域と行政の双方向のコミュニケーションを図るパイプ役となります。

ウ 地域で目指すまちづくりを提案する機能

区協議会は、地域に関する情報を収集、集約及び調整しながら、目指すべきまちづくりのビジョンを検討し、地域や行政に提案します。

また、地域の住民及び諸団体などが、目指すべきまちづくりのビジョンを意識しながら、個々の目的達成のために活動することで、活動の輪を広げていくきっかけとします。

③協働の調整機能

地域の住民及び諸団体が互いに支え合うことが不可欠であり、地域のネットワークづくりを推進する必要があります。区協議会が地域ネットワークのコーディネイト役となって、地域課題の解決に対応していきます。

ア 地域の意見を整理する機能

住民や地域の諸団体から出された様々な意見や課題を検討や整理をして、地域の課題の解決方法を探っていきます。

イ 地域の課題を仕分ける機能

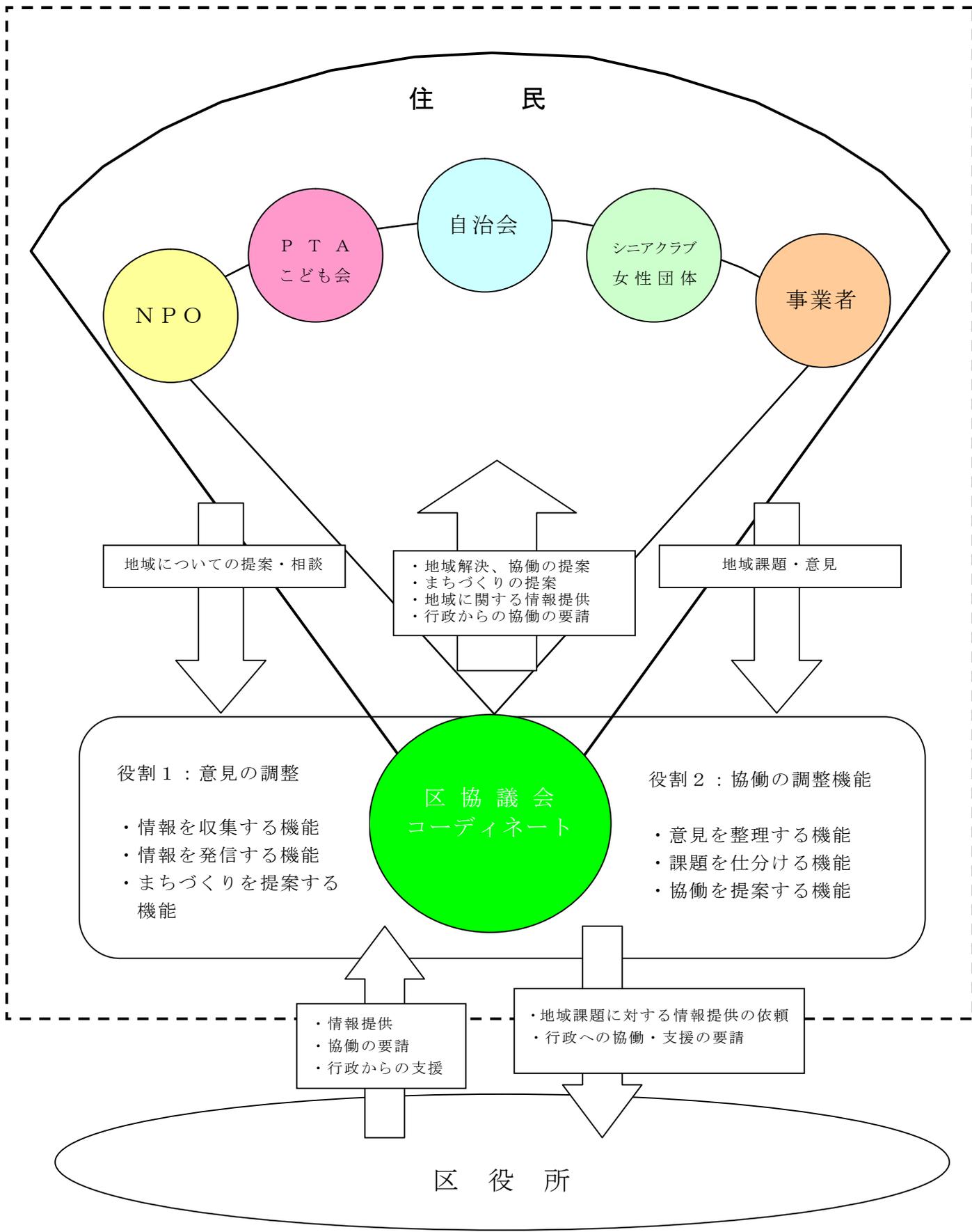
様々な地域の課題を「地域で解決できること」、「地域と行政が協働で解決すべきこと」及び「行政で解決すべきこと」に仕分け、誰が行うのが効率的で地域にとって効果的な解決になるかを判断し、優先順位をつけます。

ウ 協働を提案する機能

協働により解決すると判断した地域課題は、地域及び行政に対してその提案を行います。また、「地域で解決できる」と判断した課題に対しては、地域に働きかけを行うと共に、実際に行動しようとするものに対して必要な情報を提供します。

さらには、地域と行政が協働で解決すべきことや行政で解決すべきことを行政に働きかける場合など、地域の課題に対して市の支援が必要となる場合は、市に地域との協議する場を設けることや施策の実施などの要請を行います。

<地域における市民協働のイメージ>

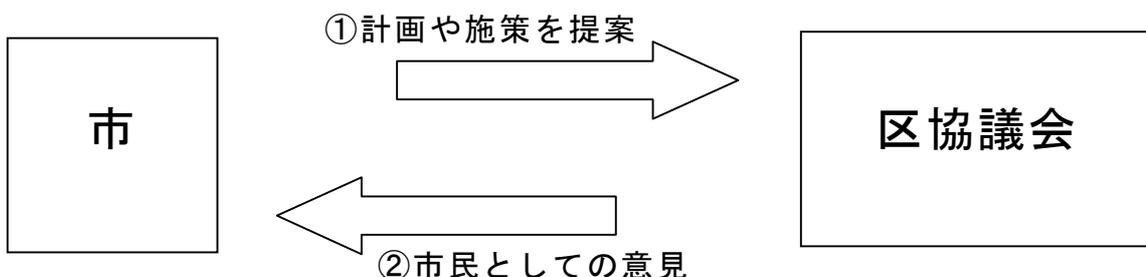


(2) 市が提案する議題に対し、市民としての意見を述べる役割

市から提案される議題は、地域の住民の生活に対しての密接度や影響度を勘案し、諮問・協議・報告に分かれています。

市からの諮問・協議に、市民としての意見を答申したり、協議のなかで述べたりします。

また、区協議会で必要と認めるものについて、審議し、提案・要望を行います。



①諮問・協議・報告

ア 諮問事項

市の施策に関する重要事項、公共施設の設置又は廃止、住民生活への影響が大きいもの等について諮問します。内容について審議し、意見を集約したうえで、諮問内容に対して答申します。

イ 協議事項

諮問以外の案件で、市民意見を聴取したいものについて委員の意見を伺います。

また、パブリックコメントなどの意見募集とともに行われる場合があります。

ウ 報告事項

事業の取組状況や調査結果、実績報告などの情報を提供します。

◇流れ◇ (諮問事項の場合)

① 資料送付

- ・ 概ね1週間前

※内容を確認し、必要に応じて周りの方の意見を聞いてください。

② 会議開催

- ・ 所管課の説明に対して質問、意見

※基本的に会議は公開で開催されます。(会議録の公開)

③ 意見集約

- ・ 諮問に対する答申書の作成

※翌月の開催時に答申します。

※ 協議事項・報告事項の流れは、②会議開催までとなります。

②答申・提案・要望

ア 答申

区協議会は、諮問に対して、市民として生活しているなかで感じる意見や所属する団体の活動のなかで感じる意見などを述べます。

イ 提案・要望

地域課題を解決していく中で、区協議会が市との協働や市が行うべきことなどを要請する場合があります。

5 年間のスケジュール（参考）

	課題解決への取り組み	諮問・協議・報告	その他	
	時期にとらわれず、継続的に行うものです。	市から、随時提案される議題に対して意見を述べるものです。		
4月	①課題の発見 ②課題解決を検討（課題の仕分け） ③解決方法の提言		・ 委員委嘱、研修 ・ 正副会長の選任	
5月				
6月			・ 区協議会会長会議	
7月				
8月				
9月				
10月			(当初予算要求書提出時) ・ 「区役所費」等に関する諮問に対して答申	・ 区協議会会長会議 ・ 新委員構成の検討【改選年】
11月				
12月			(パブコメ実施時) ・ 計画(案)について協議	
1月				
2月		・ 「区役所費」の予算・主要事業について報告	・ 区協議会会長会議	
3月				

※協議会によって、時期が異なる場合があります。

区協議会委員の位置付けと地位利用による選挙運動の禁止

1 委員の位置付け

区協議会の委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する地方公務員で、浜松市職員（非常勤職員の特別職）になります。

2 選挙運動における公務員の対応

- 選挙に際しては、公職選挙法第129条の規定によりすべての事前運動が禁止されています。
- すべての公務員は、公職選挙法第136条の2第1項第1号の規定により、その地位を利用して選挙運動をすることは厳に禁止されています。
- すべての公務員が公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対する目的をもってする公職選挙法第136条の2第2項各号に掲げる行為は、前記の禁止行為に該当するものとみなされます。

※裏面「地方公務員の政治的行為の制限等」参照

地方公務員の政治的行為の制限等（留意事項）

1 地位利用による選挙運動の禁止

(1) 地方公務員の地位利用による選挙運動の禁止

ア 公職選挙法第136条の2第1項第1号により、地方公務員はその地位を利用して選挙運動をすることはできない。

イ 地方公務員がその地位を利用して行う選挙運動は、単に服務上の問題であるにとどまらず、それが選挙の自由公正を著しく害することとなるので、事前、選挙運動期間中であることを問わず、一切禁止されており、一般的には選挙運動ではないとされている立候補準備行為や選挙準備行為においても地位利用になる場合はできない。

ウ ここでいう「地方公務員」とは、地方公共団体の事務又は業務に従事するような身分的契約関係にある者をいい、その根拠が法令であろうと予算であろうと、一般職であろうと特別職であろうと、また勤務の態様が常勤であろうと非常勤であろうと、また行政、警察、教育のいずれの分野に属するかを問わず、地方公共団体の公務に従事する全ての者を指す。

エ 「その地位を利用して」とは、地方公務員がその地位にあるがために特に選挙運動を効果的に行ないうるような影響力又は便益を利用する意味であり、職務上の地位と選挙運動の行為が結びついている場合をいう。

[例]

- ① 補助金、交付金等の交付、融資のあっせん、物資の払下げ、契約の締結、事業の実施、許可、認可、検査、監査その他の職務権限を有する地方公務員が、地方公共団体、外郭団体、請負業者、関係団体、関係者等に対し、その権限に基づく影響力を利用すること。
- ② 地方公務員の内部関係において、職務上の指揮命令権、人事権、予算編成権等に基づく影響力を利用して、部下又は職務上関係のある地方公務員等に対し、選挙に際して投票を勧誘すること。（法令上当然には指揮監督権はなくとも、人事、予算等につき影響力を有する地位にある者も含まれる。）
- ③ 地方事務所、市町村役場等の窓口で、住民に直接接する職員や世論調査、巡回指導等で各戸を訪ねる地方公務員が、これらの機会を利用して職務に関連して住民に働きかけること。

[候補者の推薦支持の目的をもって次のような行為をすると、地位利用の選挙運動とみなされる]

- ① 職務上関係のある団体の推薦候補者を決める際に干渉すること。
- ② 外郭団体に特定の候補者の後援会に参加することを要請すること。
- ③ 職務上関係のある出先機関の関係部課長、市町村長等に投票の割当て（ポスター貼り）等を指示すること。

令和4年度 東区協議会協議案件一覧

No.	開催回	件名	審議	担当課
1	第1回	令和4年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について	協議	東区・区振興課
2	第1回	令和4年度浜松市東区区政運営方針について	報告	東区・区振興課
3	第2回	令和3年度地域力向上事業（助成事業）の事後評価について	協議	東区・区振興課
4	第2回	浜松市中央卸売市場再整備基本構想（案）のパブリック・コメントの実施について	協議	中央卸売市場
5	第3回	令和4年度東区市民活動表彰について	協議	東区・区振興課
6	第4回	いわゆる「ごみ屋敷」に関する条例の検討について	協議	環境政策課
7	第4回	東区協議会推薦会の設置等について	協議	東区・区振興課
8	第5回	令和5年度東区役所費の予算要求の概要について	諮問	東区・区振興課
9	第5回	浜松市DX推進計画（案）のパブリック・コメントの実施について	協議	デジタル・スマートシティ推進課
10	第5回	令和4年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について	協議	東区・区振興課
11	第5回	東区協議会推薦会委員の選任について	協議	東区・区振興課
12	第6回	浜松駅周辺自転車等駐車場再整備計画（案）のパブリック・コメント実施について	協議	道路保全課
13	第6回	令和5年度東区役所費の予算要求の概要について	答申	東区・区振興課
14	第7回	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について	諮問	区再編推進事業本部
15	第7回	浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例（案）のパブリック・コメントの実施について	協議	環境政策課
16	第8回	浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）のパブリック・コメントの実施について	協議	生活衛生課
17	第8回	令和4年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について	協議	東区・区振興課
18	第8回	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について	答申	東区・区振興課
19	第9回	東区協議会新委員推薦案について	協議	東区・区振興課
20	第10回	浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案）のパブリック・コメントの実施について	協議	幼児教育・保育課
21	第10回	令和5年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について	協議	東区・区振興課
22	第10回	「区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について」に対する対応について	報告	区再編推進事業本部
23	第11回	令和5年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について	報告	東区・区振興課

令和4年度 東区協議会協議案件一覧（審議レベル別）

◆諮問事項

号数	回数	件名	担当課
第1号	第5回	令和5年度東区役所費の予算要求の概要について	東区・区振興課
第2号	第7回	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について	区再編推進事業本部

◆答申事項

号数	回数	件名	担当課
第1号	第6回	令和5年度東区役所費の予算要求の概要について	東区・区振興課
第2号	第8回	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について	東区・区振興課

◆協議事項

号数	回数	件名	担当課
第1号	第1回	令和4年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について	東区・区振興課
第2号	第2回	令和3年度地域力向上事業（助成事業）の事後評価について	東区・区振興課
第3号	第2回	浜松市中央卸売市場再整備基本構想（案）のパブリック・コメントの実施について	中央卸売市場
第4号	第3回	令和4年度東区市民活動表彰について	東区・区振興課
第5号	第4回	いわゆる「ごみ屋敷」に関する条例の検討について	環境政策課
第6号	第4回	東区協議会推薦会の設置等について	東区・区振興課
第7号	第5回	浜松市DX推進計画（案）のパブリック・コメントの実施について	デジタル・スマートシティ推進課
第8号	第5回	令和4年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について	東区・区振興課
第9号	第5回	東区協議会推薦会委員の選任について	東区・区振興課
第10号	第6回	浜松駅周辺自転車等駐車場再整備計画（案）のパブリック・コメント実施について	道路保全課
第11号	第7回	浜松市住居等における物の堆積等による不良な生活環境の発生の防止及び解消のための支援その他の対策に関する条例（案）のパブリック・コメントの実施について	環境政策課
第12号	第8回	浜松市旅館業法施行条例及び浜松市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）のパブリック・コメントの実施について	生活衛生課
第13号	第8回	令和4年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について	東区・区振興課
第14号	第9回	東区協議会新委員推薦案について	東区・区振興課
第15号	第10回	浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針（案）のパブリック・コメントの実施について	幼児教育・保育課
第16号	第10回	令和5年度東区地域力向上事業（助成事業）の提案について	東区・区振興課

◆報告事項

号数	回数	件名	担当課
第1号	第1回	令和4年度浜松市東区区政運営方針について	東区・区振興課
第2号	第10回	「区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について」に対する対応について	区再編推進事業本部
第3号	第11回	令和5年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について	東区・区振興課

令和4年度 東区協議会 連絡事項一覧

開催月	回	件名	担当課
4月	1	「第26回参議院議員通常選挙における期日前立会人」のお願い	東区・区振興課
6月	2	新型コロナウイルスワクチン4回目接種について	東区・健康づくり課
7月	3	「第26回参議院議員通常選挙における期日前立会人」のお礼	東区・区振興課
7月	3	区名候補募集チラシの配布及び補足について	東区・区振興課
8月	4	発言内容の訂正について	東区・健康づくり課
8月	4	令和4年度おじいちゃん・おばあちゃんのための作品展	東区・長寿保険課
8月	4	アグレミーナ浜松フットサル教室及び歴史講演会について	東区・区民生活課
8月	4	ヤングケアラーの県担当者会議の内容について	東区・社会福祉課
9月	5	台風15号により発生したごみの出し方及びり災証明書の発行について	東区・区振興課
9月	5	東区地域福祉講演会について	東区・社会福祉課
9月	5	発言内容の補足説明について	東・浜北土木整備事務所
9月	5	区名アンケートについて	東区・区振興課
9月	5	オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種について	東区・健康づくり課
9月	5	浜松市ふれあい交流センター竜西のキッズルーム開設について	東区・長寿保険課
10月	6	東区3大ワースト改善リーフレットについて	東区・健康づくり課
10月	6	オミクロン株対応ワクチンの接種について	東区・健康づくり課
11月	8	第1回推薦会について	東区・区振興課
11月	8	教育現場におけるマスク着用について	健康教育課
11月	8	「令和4年度 高齢者いきいきフェアin東区」開催について	東区・長寿保険課
12月	9	東区市民活動表彰 区長賞受賞団体の活動報告	東区・区振興課
12月	9	令和5年度 はたちの集いの開催について	東区・区民生活課
12月	9	ヘルスケアアプリ「はままつ健幸クラブ」について	東区・健康づくり課
1月	10	遠鉄バス路線退出の申出	東区・区振興課
1月	10	第20回統一地方選挙における期日前投票所立会人のお願いについて	東区・区振興課
1月	10	令和5年浜松市はたちの集いの開催報告について	東区・区民生活課
3月	11	東区協議会新委員名簿の調製について	東区・区振興課
3月	11	東部保健福祉センターにおける新型コロナウイルスワクチンの接種について	東区・健康づくり課

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

平成18年12月1日

浜松市条例第78号

改正 平成21年2月27日浜松市条例第1号

平成21年9月4日浜松市条例第48号

(題名改称)

平成22年2月25日浜松市条例第1号

平成22年6月17日浜松市条例第34号

平成23年9月29日浜松市条例第46号

平成24年12月14日浜松市条例第61号

平成25年2月26日浜松市条例第1号

平成25年9月26日浜松市条例第46号

平成28年3月24日浜松市条例第16号

平成28年3月24日浜松市条例第17号

平成31年3月15日浜松市条例第21号

令和元年12月19日浜松市条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置、所管区域及び分掌する事務に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。

(平21条例48・全改、平28条例16・一部改正)

(区の設定)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

- (1) 中区
- (2) 東区
- (3) 西区
- (4) 南区
- (5) 北区
- (6) 浜北区

(7) 天竜区

2 前項の区の区域は、別表第1のとおりとする。

(区の事務所)

第3条 地方自治法第252条の20第2項の規定による区の事務所（以下「区役所」という。）の名称、位置及び所管区域は、別表第2のとおりとする。

(区役所の分掌事務)

第3条の2 区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) まちづくりに関する事項

(2) 社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項

(3) 子どもに関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項

(平28条例16・追加)

(区協議会の設置)

第4条 地方自治法第252条の20第7項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

(平21条例48・平28条例16・一部改正)

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 区協議会の名称及び区協議会の構成員（以下「区協議会委員」という。）の定数は、別表第3のとおりとする。

2 区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聴かなければならない。

(区協議会委員の選任)

第6条 区協議会委員は、規則で定めるところにより、区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 市長は、区協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

(区協議会委員の任期)

第7条 区協議会委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

(平21条例48・平31条例21・一部改正)

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 区協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。
- 3 会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(区協議会の責務)

第10条 区協議会は、当該区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。

(平23条例46・全改)

(区協議会の権限)

第11条 区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項

- (3) 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項
 - (4) 区役所に係る予算編成に関する事項
 - (5) 大規模な組織改編に関する事項
 - (6) 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項
- 3 教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(平21条例48・平23条例46・一部改正)

(市及び市長等の責務)

- 第12条 市は、区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。
- 2 市長その他の市の機関は、前条各項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- 3 市長その他の市の機関は、前条各項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(平23条例46・一部改正)

(区協議会の会議)

- 第13条 区協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、区協議会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、区協議会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席する区協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は、区協議会委員として議決に加わる権利を有しない。
- 6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する区協議会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、区協議会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・一部改正)

(区協議会の委員会)

第14条 区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、区協議会委員のうちから区協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所において行う。

(連絡調整)

第16条 区協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互の連絡調整を行うものとする。

(平21条例48・旧第29条繰上・一部改正)

(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第17条 市長は、第11条第2項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

(平21条例48・旧第31条繰上・一部改正)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平21条例48・旧第32条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例(平成17年浜松市条例第40号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第6条第1項及び第19条第1項の規定による区協議会委員及び地域協議会委員の選任並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 4 この条例の公布の際現にされている附則第2項の規定による廃止前の浜松市地域自治区の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による地域協議会（浜松地域協議会及び浜北地域協議会を除く。）の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、当該地域協議会と同一の区域に置かれる地域協議会の地域協議会委員の選任について、前項の規定により行われているものとみなす。
- 5 この条例の公布の際現にされている旧条例第5条第1項の規定による浜北地域協議会の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、浜北区協議会の区協議会委員の選任について、附則第3項の規定により行われているものとみなす。

(会議の招集の特例)

- 6 この条例の施行後最初に行われる区協議会及び地域協議会の会議は、第13条第1項（第26条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成21年2月27日浜松市条例第1号）

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成21年9月4日浜松市条例第48号）

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月25日浜松市条例第1号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の2第6項において準用する同法第9条第6項の規定による告示の日（平成22年3月16日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成22年6月17日浜松市条例第34号）

- 1 この条例は、平成22年10月4日から施行する。
- 2 浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車条例（平成17年浜松市条例第231号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成23年9月29日浜松市条例第46号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月14日浜松市条例第61号）

この条例は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成25年2月26日浜松市条例第1号）

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年9月26日浜松市条例第46号）

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市条例第16号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日浜松市条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第21号抄）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第7条まで、第9条から第21条まで、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定による改正後の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第7条第1項、浜松市防災会議条例第2条第7項、浜松市外国人市民共生審議会条例第3条第3項、浜松市行政区画等審議会条例第3条第3項、浜松市入札監視委員会条例第3条第3項、浜松市スポーツ推進審議会条例第6条第1項、浜松市立図書館協議会条例第2条第3項、浜松市人権施策推進審議会条例第3条第3項、浜松市障害者施策推進協議会条例第2条第3項、浜松市精神保健福祉審議会条例第2条第3項、浜松市保健医療審議会条例第2条第3項、浜松市母子保健推進会議条例第2条第3項、浜松市感染症診査協議会条例第2条第2項、浜松市労働教育協議会条例第5条、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例第3条第3項、浜松市都市計画審議会条例第2条第3項、浜松市土地利用審査会条例第2条第2項、浜松市開発審査会条例第2条第2項、浜松市景観審議会条例第3条第3項、浜松市建築審査会条例第2条第2項、浜松市行政不服審査条例第2条第4項、浜松市市民協働推進条例第14条第1項、浜松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条第4項及び第19条第4項、浜松市歯科口腔保健推進条例第11条第4項、浜松市環境基本条例第24条、浜松市環境影響評価条例第58条第4項、浜松市における地域特性に即した商業集積の実現によるまちづくりの推進に関する条例第15条第3項、浜松市中央卸売市場業務条例第80条第3項及び第80条の2第3項、浜松市地方卸売市場業務条例第40条の2第3項、浜松市中高層建築物

の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条、浜松市営住宅条例第47条第3項並びに浜松市社会教育委員条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に選任され、又は任命され、若しくは委嘱される区協議会委員又は委員の任期について適用し、同日前に選任され、又は任命され、若しくは委嘱された区協議会委員又は委員の任期については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月19日浜松市条例第39号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平21条例1・平22条例1・平24条例61・平25条例1・平25条例46・令元条例39・一部改正）

区	区域
中区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町（1番地から1813番地までを除く。） 法枝町（1番地から210番地まで） 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海

	<p>老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合北四丁目</p>
東区	<p>植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目</p>
西区	<p>西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏一丁目 雄踏二丁目 これらの町字に隣接する浜名湖</p>
南区	<p>渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 兎野町 御給町 下江</p>

	町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三島町 瓜内町 (1番地から1813番地まで) 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町 (1番地から210番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 卸本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町
北区	初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 都田町 滝沢町 鷺沢町 根洗町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒渕 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町の場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖
浜北区	寺島 中条 横須賀 高畑 西美蘭 東美蘭 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小林 善地 高蘭 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁目 西中瀬三丁目
天竜区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎八新田 大谷 船明 只来 横川 横山町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町和泉平 春野町砂川 春野町大時 春野町長蔵寺 春野町石打松下 春野町田黒 春野町筏戸大上 春野町五和 春野町越木平 春野町田河内 春野町牧野 春野町花島 春野町杉 春

野町川上 春野町宮川 春野町気田 春野町豊岡 春野町石切 春野町小俣京丸 佐久間町浦川 佐久間町川合 佐久間町半場 佐久間町中部 佐久間町佐久間 佐久間町奥領家 佐久間町相月 佐久間町戸口 佐久間町上平山 佐久間町大井 水窪町奥領家 水窪町地頭方 水窪町山住 龍山町大嶺 龍山町戸倉 龍山町下平山 龍山町瀬尻
--

別表第2（第3条関係）

（平21条例1・平28条例17・一部改正）

名称	位置	所管区域
中区役所	浜松市中区元城町103番地の2	中区の区域
東区役所	浜松市東区流通元町20番3号	東区の区域
西区役所	浜松市西区雄踏一丁目31番1号	西区の区域
南区役所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域
北区役所	浜松市北区細江町気賀305番地	北区の区域
浜北区役所	浜松市浜北区貴布祢3000番地	浜北区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3（第5条関係）

（平23条例46・一部改正）

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中区	中区協議会	20人以内
東区	東区協議会	20人以内
西区	西区協議会	25人以内
南区	南区協議会	20人以内
北区	北区協議会	25人以内
浜北区	浜北区協議会	20人以内
天竜区	天竜区協議会	25人以内

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成18年12月1日

浜松市規則第77号

改正 平成23年9月29日浜松市規則第51号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(平23規則51・一部改正)

(区協議会委員の選任方法)

第2条 条例第6条第1項の規定による区協議会委員の選任は、当該区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

- (1) 区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員
- (2) 前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者

2 区協議会は、前項第2号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

3 区協議会は、第1項第1号の規定による選定にあつては次条第1項第1号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第1項第2号の規定による推薦にあつては次条第1項第2号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、区協議会は、補欠の区協議会委員に係る第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦について、前2項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。

5 区協議会は、第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(平23規則51・全改)

(推薦会)

第3条 区協議会は、前条第1項第1号の規定による選定及び同項第2号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した3人以上7人以内の区協議会委員による会議（以下「推薦会」という。）を置く。

- (1) 前条第1項第1号の規定による選定の案の策定

- (2) 前条第1項第2号の規定による推薦者の案の策定
 - (3) 前条第2項の規定による公募の方法の決定
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区協議会が必要があると認める事務
- 2 推薦会に属する区協議会委員は、前条第2項の規定による公募に応募することができない。

- 3 前2項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(平23規則51・追加・旧第2条の2繰下)

(規則で定める重要な事項)

第4条 条例第11条第2項第7号の規則で定める重要な事項は、区における地域振興を図るための基金の目的の変更及び廃止に関する事項とする。

(区協議会の会議の運営)

第5条 区協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、随時開催するものとする。

- 2 会議は、公開とする。ただし、議長又は区協議会委員の3人以上の発議により、出席する区協議会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。
- 3 議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の区協議会委員が署名しなければならない。
- 4 区協議会委員は、第2条第1項第2号の規定による推薦のうち自己の推薦に係る事項については、その議事に加わることができない。

(平23規則51・一部改正)

(委任)

第6条 前条に定めるもののほか、区協議会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(連絡調整会議)

第7条 条例第16条の規定により区協議会相互の連絡調整を行うため、すべての区協議会の会長による区協議会会長会議を置く。

- 2 前項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、必要に応じてすべての区協議会の会長及び副会長による区協議会正副会長会議を開催するものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、期間を定め、それぞれの区協議会委員による会議を置くことができる。
- 4 前3項の会議の運営は、区協議会の会議の運営の例による。

5 第3項の会議を置くときは、関係する区協議会の議決を経なければならない。

(平23規則51・旧第11条繰上・一部改正)

(細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(平23規則51・旧第12条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則の廃止)

2 浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則(平成17年浜松市規則第142号)は、廃止する。

(区協議会委員の選任方法の特例)

3 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う中区協議会、東区協議会及び南区協議会の区協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

4 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う西区協議会、北区協議会及び天竜区協議会の区協議会委員の選任における同条の規定の適用については、同条第1項第2号中「区協議会」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指名及び同項第2号の規定による推薦方法の決定は」とあるのは「指名は」と、「同号」とあるのは「同項第2号」とする。

(地域協議会委員の選任方法の特例)

5 第7条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う浜松西地域協議会及び浜松北地域協議会の地域協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。

附 則 (平成23年9月29日浜松市規則第51号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則第2条から第3条まで及び第5条の規定は、平成24年4月1日以後に任期が開始する区協議会委員を選任する場合について適用し、同日前に任期が開始する区協議会委員を選任する場合については、なお従前の例による。

東区協議会会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第6条の規定に基づき、東区協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(会長及び副会長の互選の方法)

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、協議会で協議して定める。

(会長、副会長の辞任)

第3条 会長及び副会長は、任期中にその職を辞任しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。この場合において、会長が辞任しようとするときは副会長に、副会長が辞任しようとするときは会長に、辞表を提出しなければならない。

(会長等の責務)

第4条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

3 委員は、協議会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(協議会の会議の招集等)

第5条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を各委員に通知しなければならない。

(欠席の申出)

第6条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(発議)

第7条 委員は、2人以上の発議により、議事を提案することができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、東区役所区振興課において処理する。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

東区協議会の会議の公開等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号。以下「条例施行規則」という。）第6条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、東区協議会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定める。

(会議の情報の公開)

第2条 会議を開催しようとするときは、当該開催しようとする日の7日前までに会議の日時、会場、議事、会議の公開、非公開、一部非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続、傍聴方法を公表しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴人の定員は、東区役所区振興課長が会議開催ごとに定める。ただし、会議の開催に当たり、できるだけ多くの傍聴希望者が傍聴できるよう配慮するものとする。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、電話、電子メール又は来庁することにより、あらかじめ東区役所区振興課に傍聴の申込みをするものとする。この場合、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。

2 東区協議会会長は、前項の会議を傍聴しようとする者に対し、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を求めることができる。

3 東区協議会会長は、第1項の傍聴の申し込みをし、傍聴に訪れた者に対し、傍聴券（様式第1号）を交付しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。

(傍聴席以外の席への入場禁止)

第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(報道のための傍聴の特例)

第12条 報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合においては、第4条、第5条及び第8条の規定は、適用しない。

(会議録等の作成)

第13条 区協議会は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の会議録は、会議の全部記録又は会議の要点記録とする。

3 会議録には、発言者の氏名を記載しなければならない。

4 区協議会は、会議録のほか、必要に応じて録音テープ等を使用した電磁的記録を作成することができる。この場合において、公開を前提とするときは、あらかじめ委員、参考人等の会議の参加者の了承を得なければならない。

(会議録の記載事項等)

第14条 会議録には、概ね次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の会場及び日時
- (3) 出席委員、欠席委員、委員以外の出席者及び担当課職員の氏名
- (4) 審議案件等の概略及び審議結果
- (5) 発言内容
- (6) 会議資料の名称及び内容

- (7) 会議の全部記録・会議の要点記録の別及び録音テープ記録の有無
- (8) 会議録の公開・非公開・部分公開の第一次判断
- (9) 会議録の作成者の職氏名
- (10) その他必要な事項

2 会議録には、必要な会議資料を添付するものとする。

(会議録等の公開)

第15条 公開することとなる会議録及び会議資料は、条例施行規則第5条第3項の署名を行った後、速やかに東区役所区振興課に公開のため据え置くとともに、必要に応じて市政情報室での閲覧又は市のホームページへの掲載等により情報提供しなければならない。

2 前項の場合において、会議録又は会議資料の内容に、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開事項に該当する情報が含まれているときにおいても極力公開の範囲を広げるよう努めなければならない。

3 公開の会議の会議録は、すべて公開する。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、会長が区協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

東区協議会委員会会議等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東区に係る安心で安全な住みやすい地域づくりについて検討するため、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第14条第1項の規定に基づき、東区協議会の委員会（以下「東区委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 東区委員会は、東区協議会委員により組織する。

2 東区委員会の委員は、東区協議会（以下「協議会」という。）委員の互選により選任する。

(設置の手続き)

第3条 東区委員会は、協議会の議決により、検討事項及び期間を定めて設置する。

(委員長)

第4条 東区委員会には、委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長の任期は、東区委員会の設置期間又は協議会委員の任期のいずれか短い方とする。

4 委員長は、東区委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ選任するものとする。

(所掌事務)

第5条 東区委員会は、次の各号に掲げる事項について、検討を行う。

(1) 安心で安全な住みやすい地域づくりに関する事項

(2) その他委員長が必要と認める事項

(会議)

第6条 東区委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 東区委員会の庶務は、東区役所区振興課において処理する。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、東区委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が東区委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和5年度浜松市東区区政運営方針について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>東区区政運営方針とは、区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるため、区長が区政運営の基本的な方針、区の出組課題等を毎年度区民の皆様にご公表するものです。</p>				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	詳細は別紙「令和5年度東区区政運営方針」のとおり				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区・区振興課	担当者	蒲生 菜々子	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

3 健康で安心して生活するための 支援体制の充実



◇ 高齢者いきいきフェアin東区

区内の大型商業施設を訪れる来場者に対して、地域の関連団体や長寿保険課が行っている、高齢者のための事業等を広くPRします。

また、若い世代や今後介護が必要となる世代に、介護ロボット体験等を通じて、介護に対する理解、関心を高めもらう機会とします。



<高齢者いきいきフェアの様子>

◇ 健康づくり応援事業

市民の皆様の健康づくりへのきっかけ作りとして、生活習慣病予防に関する情報提供や検診受診勧奨の啓発をします。地域での健康教育や区役所市民ホールでの展示活動では、ベジメータ（皮膚カロテノイド測定器）も活用し、目標を持って健康づくりに取り組めるよう応援します。

毎月5日を「東区がん検診の日」と定め、来庁者の方にがん検診の重要性を伝え、受診を促す取り組みを進めます。窓口では「メッセージカード」を配付し、大切な人にも受診を勧めていただくとともに、市民の皆さんと接する様々な機会を捉え、積極的な啓発を行います。

※ベジメータとは、日々の野菜摂取状況が数値でわかる測定機器です。

◇ 地域福祉講演会

住み慣れた地域で安心して住み続けることができるまちづくりのために、地域住民、自治会、民生委員児童委員、福祉施設職員等が、何ができるか学び、地域福祉の向上に資することを目的とした「地域福祉講演会」を開催します。

4 地域の声に応える区役所の運営



◇ 区協議会運営事業

市民により構成される東区協議会を定期的に開催し、地域における市民協働の推進を図るとともに、市民の意見を区政に反映させます。東区では3つの委員会を設置し、区独自の地域課題の解決に努めます。

- ▶ 交通安全委員会：「交差点事故ゼロ～センターライン3本分、ゆとりの車間で事故防止～」をテーマに、さまざまな手法で交通安全をPR、推進します。
- ▶ 地域防災委員会：防災の取り組み・課題などを共有し、意見交換を行うことで、防災力の強化を図ります。
- ▶ 地域福祉委員会：福祉に関する地域課題を解決するため、先進事例の研究や各種施設の視察を行います。

◇ コミュニティ担当職員による地域づくり支援

地区自治会連合会への会議出席や地区内の小中学校のコミュニティ・スクールのオブザーバーとして参加し、地域や学校の課題・活動を理解し情報共有することで、行政に反映する役割を担っていきます。また、行政と地域が連動して活動している好事例を学ぶため、先進市への視察など積極的に活動していきます。

◇ 地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり助成事業)

地域の活性化や課題解決のため、市民の皆さんが主体的に実施する事業に対して、市から補助金を交付します。市民の主体的な活動を支援することにより、地域のコミュニティを活性化するとともに、市民協働によるまちづくりを推進します。

※事業提案のサポートを区役所・各協働センターで行っています。お気軽にご相談ください。

2023（令和5）年度

東区区政運営方針

～ 人と人 心ふれあう未来へ 東区 ～



中野町煙火大会（東区中野町）

東区は、「人と人 心ふれあう未来へ 東区」のキャッチフレーズのもとに、人々が、「住む・育てる・学ぶ・働く・憩う」ための機能向上に努め、「ここに住んでいて良かった」と実感できる「暮らしやすいまち」を創ります。

区政の運営にあたっては、「**市民主体の地域づくり**」という理念のもと、**4つの基本方針**を掲げ、地域の皆様の行政サービスに対する満足度の向上に努め、身近な行政サービスの拠点として、親しまれ信頼される区役所であるよう、区政運営に取り組んでまいります。

東区長 野田 志保



4つの基本方針に基づく重点的な取り組み

1 安全・安心な地域づくり



◇ 交通安全の推進

東区は、静岡県内の市区町における人口当たりの人身交通事故件数ワースト1という状況から脱出するため、交通安全事業を積極的に推進します。

- 1 高齢者を対象に、サポートカー乗車体験を実施し、身体能力の変化を認識する機会を提供します。
- 2 交通安全リーフレットを作成し、東区内の交通事故発生状況等の情報を発信します。
- 3 路上や商業施設での街頭広報を実施します。
- 4 中学生を対象に、スタントマンの実演による交通安全自転車教室を開催します。
- 5 公用車のリアガラスに啓発ステッカーを貼付します。



<交通安全リーフレット>

◇ 自主防災隊の活動への支援

地域で活動する自主防災隊の防災資機材の購入や防災訓練等の活動事業に対する補助金、防災倉庫の新設・建て替え・修繕に対する補助金を交付し、自主防災隊の活動を支援します。また、活動が困難となっている隊に対しては、個別に状況を聞き取り、資機材の購入や訓練実施について助言を行い、活動の補助を行います。

◇ 地域防災連携連絡会

自治会・自主防災隊・学校が参加する「地域防災連携連絡会」を開催し、地域の災害上の課題や防災体制について話し合い、情報を共有します。

特に、感染症対策を踏まえた避難所の設営について、問題点や課題などについて意見交換を行います。

◇ 防災出前講座・HUG訓練・マンホールトイレ設置訓練

自治会や自主防災隊・学校等に対し、防災出前講座を開催し、日頃から、災害への備えの重要性を意識していただくよう啓発を行います。具体的には、避難者による主体的な避難所運営を啓発するため、地域の方々へのHUG訓練(避難所運営ゲーム)の実施を通じて、避難所で起こりうる出来事や課題などを認識いただきます。また、避難所に必要不可欠なマンホールトイレの設営方法を学ぶ出前講座についても、積極的に開催します。

あわせて、様々な災害情報の収集方法についても受講者に紹介し、防災ホットメールや浜松市公式LINEへの登録を促します。

2 地域資源の再発見とその活用

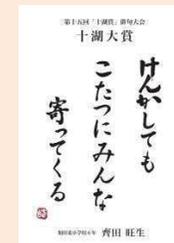


◇ 俳句の里づくり事業

東区は、松島十湖(まつしまじっこ)をはじめとする多くの俳人を輩出した俳句に縁の深い地域であることから、東区を「俳句の里」と位置づけ、俳句を活用したまちづくりに取り組んでいます。

【十湖賞】

- 中学生の部 帰り道一步一步が秋めいて (積志中学校1年 西林 帆香)
- 高校生の部 父の日の写真嫌いの父を撮る (西遠女子学園高校三年 鈴木 向葵)
- 一般の部 内に声かけて初雪見失ふ (愛知県瀬戸市 尾崎 八重子)



<十湖大賞>
和田東小学校6年
齊田 旺生

◇ 歴史講演会 ～Yes! 家康プロジェクト 浜松～

大河ドラマ「どうする家康」の放送が始まったことで徳川家康公に注目が集まる中、家康公とゆかりのある史跡などが数多く残る地域性を活かし、家康公を身近に感じながら、地域の歴史について学ぶ講演会を開催します。また、より多くの方にご視聴いただくために、デジタルを活用した動画配信を実施します。

◇ アグレミーナ浜松との交流事業「フットサル教室」

東区にある浜松アリーナを本拠地とするプロフットサルチーム「アグレミーナ浜松」の選手と地元の小学生がフットサルを通じて交流を深めるとともに、各個人の技術力向上とチームの知名度アップに寄与できるよう事業を進めていきます。



<フットサル教室>

◇ 「地域住民参加型演劇」開催事業

東区子安町にある「劇団たんぼぼ」が東区の小学校・中学校と一緒に演劇を通じて表現することの大切さと夢を育む場を提供します。

また、演技指導の成果を協働センターなどの場で発表することで、地域の子どもから大人まで楽しみながら交流の輪を広げていきます。



<地域住民参加型演劇>

東区の取り組み

◇ 東区地域防災講演会及び東区防災リーフレットの作成

2022年9月の豪雨により、東区内では浸水被害が複数箇所が発生しました。

そこで、近年の豪雨災害の事例から防災対策を学ぶため、有識者を招いて講演会を開催します。開催に向けた準備については、「東区地域防災講演会実行委員会」を組織して、東区協議会（地域防災委員会）、自治会、自主防災隊などの各種団体及び地域住民の皆さんと一緒に取り組む予定です。

また、東区協議会（地域防災委員会）との協働により、東区防災リーフレットを作成し、市民の皆さんに向けて配布します。



<マンホールトイレ設置訓練>



<HUG訓練>



<2022年9月 東区内の様子>

◇ 俳句の里づくり事業

幅広い年齢層が俳句に親しむ機会を提供すると共に、俳句による地域振興を進めていきます。第16回目となる「十湖賞」俳句大会において、小中高校俳句講座をはじめとした事業啓発に取り組むことで、投句増を目指します。また、全国誌である「角川俳句」への広告掲載やSNSを活用した俳句大会のPR等を通して積極的な情報発信に努めます。



<上:俳句講座 / 下:「十湖賞」俳句大会>



◇ 中野町煙火大会開催事業

地域に慣れ親しまれ、貴重な文化資源として、継承され、人の輪や地域の絆を構築することを目的に開催している中野町煙火大会において、警備や交通整理、仮設トイレの設置等、市民が安全かつ衛生的に観覧できる環境を整えます。

<安全対策>



東区に関連する事業／東区の概要／目標

別紙2

◇ 東区に関連する事業

(新規) 「らくらく窓口証明書交付サービス」導入事業



コンビニと同じ簡単な操作で証明書が取得できる機器を区役所に導入し、市民にマイナンバーカードを利用したコンビニ交付の操作方法を体験してもらうことで、コンビニ交付の利便性を周知し、証明書発行窓口の混雑解消を図ります。

導入開始時期：2023年10月頃（事業実施課：市民部市民生活課）

「書かない窓口の届出業務への拡充とキャッシュレス決済の利用促進

書かない窓口の届け出業務への拡充（令和5年6月）や、窓口におけるキャッシュレス決済の利用促進など「浜松市DX推進計画」に基づき、デジタルを活用し、市民の利便性向上と業務の効率化を推進します。

（事業実施課：デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課）

◇ 東区の概要（面積・人口・世帯数）

面積	46.29km ²
人口	129,555人
世帯数	57,089世帯

住民登録（2023.4.1現在）※外国人住民含む



◇ 東区の目標

区分	目標	目標水準
全職員	東区職員は「思いやり運転 交通事故0」をテーマに、地域と協働で啓発活動に取り組む「交通安全広報マン」です。静岡県内の人口当たりの人身交通事故件数ワースト1脱出を目指します。	啓発活動30回を目指します。
区振興課	地域住民の皆さんによる主体的な避難所運営を啓発するため、HUG訓練（避難所運営ゲーム）や、避難所に必要不可欠なマンホールトイレの設営方法を学ぶマンホールトイレ設置訓練など、防災に関する出前講座を積極的に開催します。	地区ごとに1か所避難所を選定し、東区内6地区で各1回のHUG訓練開催を目指します。
区民生活課	「書かない窓口」が市民に対するサービス向上につながるよう、職員のスキルアップと親切、丁寧、笑顔の接客を心がけます。	「市民への約束」窓口対応のアンケートにおいて、すべての項目で「満足」の回答100%を目指します。
社会福祉課	子育て世帯の方、障害のある方、生活困窮の方などからの相談に対し、親切で丁寧な対応を心がけ、適切な福祉制度をわかりやすくお伝えします。	「市民への約束」窓口対応のアンケートにおいて、すべての項目で「満足」の回答100%を目指します。
長寿保険課	認知症による徘徊高齢者の早期発見を図るため、徘徊高齢者早期発見事業の周知に努め、オレンジシール・オレンジメールの登録者の増加を目指します。	オレンジシール登録者数150人、オレンジメール配信登録者数550人を目指します。
健康づくり課	母子健康手帳交付や指定難病申請等の各種手続きで窓口に来庁される市民の皆さんに親切で丁寧な対応を心がけるとともに、お客様の用件を速やかに理解した上で、お客様ごとに必要な対応を意識し、簡潔でわかりやすい説明を心がけます。	「市民への約束」窓口対応のアンケートにおいて、すべての項目で「満足」の回答100%を目指します。

(3) 交通死亡事故現場確認

- 日時：令和4年5月17日（火）午前10時～午前11時40分
- 場所：東区植松町77番地の9先路上
- 内容：令和3年11月21日に発生した現場にて浜松東署交通課後藤健三郎交通係長から発生状況等の解説をいただいた。
現場確認後、区役所に移動し近況の交通事故発生状況等の解説をいただいた。

(4) 交通安全啓発リーフレットの作成（R4年8月発行）

令和3年度に引き続き、東区区振興課と協同で交通安全啓発リーフレットを作成した。東区内の交通事故の状況等の解説に加え、東区内の交通死亡事故現場の地図を記載し、交通死亡事故根絶を目指す。



(5) 交通安全講習会へ参加

- 日時：令和4年11月15日（火）午前8時30分～午後0時10分
- 場所：交通教育センターレインボー浜名湖（北区細江町気賀5200-5）
- 内容：自動車の反応速度や停止距離の測定等体験型講習会に参加することにより、加齢による身体能力の変化等を再認識した。



令和4年度東区協議会 地域防災委員会 年間活動報告

- 1 開催日**
- 第1回 令和4年5月17日（火）
 - 第2回 令和4年6月29日（水）
 - 第3回 令和4年8月17日（水）
 - 第4回 令和4年10月27日（木）
 - 第5回 令和4年12月21日（水）
 - 第6回 令和5年2月14日（火）

- 2 地域防災委員** 委員長：小野 敏彦 職務代理：河合 洋子
委員：神谷 幹生、小池 太江子、杉本 ともえ、鈴木 三雄
鈴木 祐一、眞嶋 理恵
(50音順・敬称略)

3 協議テーマ 「見て 感じて つなぐ 防災」

内部に活動を留めるのではなく、地域防災委員以外の協議会委員や他の団体、市民と情報や体験を共有・発信をしていく。

4 活動内容

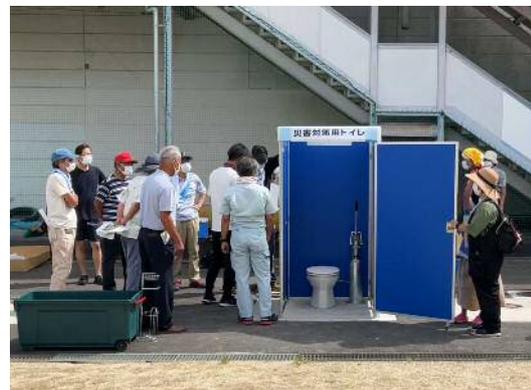
協議テーマに基づき、今年度は次の活動を行った。

(1) 地域防災委員会・鈴木三雄委員による講演会

「熱海等災害ボランティアから見た被災地の地域課題」というテーマで講演会を開催し、地域防災委員以外の協議会委員や市民に向けて防災に関する情報発信を行った。

(2) マンホールトイレ設置訓練

避難所（小学校）に整備されたマンホールトイレの設置訓練を行った。地域の見学者も交えて取り組むことができた。



(3) 避難所・緊急避難場所でのコロナ対応について

地区防災班員向けの研修動画を視聴し、新型コロナウイルス感染症の感染対策や避難所で起こりうる混乱や対策について学んだ。

(4) 台風15号の被害状況等について

台風15号の被害状況等について委員と防災担当で情報共有と意見交換を行った。

(5) 浜松市内の防災関連施設の視察

令和4年7月に開設した馬込川水門インフォメーションセンターの視察し、津波対策事業について話を伺った。



5 意見・感想・課題

- ・前年度に防災委員会活動で作成した防災のチラシを広く周知・活用してはどうか。
- ・マンホールトイレの設置訓練や、馬込川水門インフォメーションセンター見学は良い体験になった。
- ・台風15号の被害の振り返りとこれからの災害対応について、市（区、危機管理課）、自治会（自主防災隊）、社会福祉協議会、災害ボランティア団体等が一体となって取り組んでいく必要がある。
- ・防災委員会の活動を通して防災に関する知識を得ることはできたが、防災を自分事として広く地域住民に感じてもらえるような活動につなげることが課題。

6 次年度について

次年度については、次の内容を予定している。

- ・地域力向上事業の一環として、東区協議会防災委員会との協働による東区防災リーフレットの作成・配布
- ・地域力向上事業の一環として、「東区地域防災講演会実行委員会」活動による地域防災講演会の開催

令和4年度東区協議会 地域福祉委員会 年間活動報告

- 1 開催日**
- 第1回 令和4年5月23日（月）
 - 第2回 令和4年8月17日（火）
 - 第3回 令和4年11月4日（金）
 - 第4回 令和5年1月12日（木）
 - 第5回 令和5年2月22日（水）

- 2 地域福祉委員** 委員長：清水 猶 職務代理：村松 信子
委員：石津 幸子、河合よしの、鈴木 康弘、宮下 まゆみ
(50音順・敬称略)

- 3 協議テーマ** 地域の支えあい・つながりづくり

4 活動内容

協議テーマに基づき次の活動を行った。

- (1) 【講話】 ①佐久間の人と描く夢 ～佐久間アワビプロジェクト～

- ②共助型交通について

浜松市産業部 観光シティ・プロモーション課 参事 北嶋 秀明 様

- (2) 【講話】 移動スーパーについて

- ①株式会社遠鉄ストア

販売促進部移動販売推進課 鎌倉 満資 様、木下 晴夫 様

- ②株式会社杏林堂薬局

買物支援事業 課長 中村 謙吾 様

- (3) 【講話】 家事支援事業の紹介

- ①「積志ちょっとおてつだい」

積志地区社会福祉協議会 副会長 太田 克美 様、事務局 太田 浪代 様

- ②「おてつだい長上」

長上地区社会福祉協議会 事務局長 中根 その美 様、部長 平野 あや 様

5 意見・感想

- ・移動支援、家事支援、移動スーパーの講話を聞いた。既に事業化している地域、これから始める地域にも参考になったと思う。
- ・近年は晩婚・核家族化により介護を支える人材の不足が深刻化している。
- ・笠井地区では移動支援事業が実証実験を行う段階となった。また家事支援は前回の講話を一部参考とし「家事支援笠井だるま会」として4月に発足する予定。
- ・長上地区で家事支援を必要とする家庭へ「おてつだい長上」を紹介できた。
- ・介護職の離職率が高い。待遇改善が求められているのではないかと。介護施設でのサービス内容、実態を把握するために施設見学をしたい。

【裏面あり】

- ・介護難民と言われる方は自宅に籠ってSOSを出さないため、問題が表面化しない。実態を把握し介護を必要とする人の声を拾い上げたい。
- ・地区社協だよりで家事支援、宅食サービスをPRしているが、周知されていないと感じる。必要な人に支援が届くような工夫が必要。
- ・各支援事業において、事業補足時から会員の顔ぶれが変わっていない。積志地区社協を参考にレクリエーション事業等を実施し新規会員の獲得につなげたい。
- ・高齢者の介護を高齢者が行う「老老介護」、認知症患者の介護を認知症である家族が行う「認認介護」等の介護の実態把握が必要。

7 次年度について（協議テーマなど）

- ・各委員の意見・感想のなかで、介護の実態把握が必要との意見が多く挙げられた。次年度の活動候補として引継ぎをしたい。

交通（人身）事故日報

（令和 5 年 3 月 31 日分）

1 本県の人身事故

区 分	当 日			当 月 累 計			当 年 累 計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当 年	47		55	1,718	7	2,132	4,571	12	5,769
前 年	51		61	1,472	5	1,875	4,290	15	5,377
増 減	-4		-6	246	2	257	281	-3	392
率	-7.8		-9.8	16.7	40.0	13.7	6.6	-20.0	7.3

2 死亡事故の状況等

3/31 (金)
なし
4/1 (土)
なし
4/2 (日)
なし

死亡事故発生件数 11件（前年比-4件）
30日死者 1人（前年比-1人）

3 全国の死者 3月 30日現在

NO	府県名	死者数	増 減
1	大 阪	(0) 39	13
2	愛 知	(1) 32	-2
3	千 葉	(0) 30	3
4	神 奈 川	(0) 29	1
5	福 岡	(0) 27	10
6	東 京	(0) 26	
7	茨 城	(1) 24	8
7	兵 庫	(0) 24	
7	埼 玉	(0) 24	-4
10	三 重	(0) 20	8
10	北 海 道	(0) 20	3
12	広 島	(0) 19	8
16	静 岡	(1) 12	-3

全国死者

603人（ 48人 8.6%）
（当日死者数 7人）
注：死者数欄（ ）内は当日分

4 本県の交通事故死者の状態別

区 分	当 日	当 月 累 計			当 年 累 計			
		当 月	増 減 数	増 減 率	当 年	構 成 率	増 減 数	増 減 率
自 動 車		4	2	100.0	6	50.0	1	20.0
内ベルト非着		1			1	8.3	-1	-50.0
自 二 車			-1	-100.0			-1	-100.0
原 付 車								
自 転 車					1	8.3	-1	-50.0
歩 行 者		3	1	50.0	5	41.7	-2	-28.6
そ の 他								
合 計		7	2	40.0	12	100.0	-3	-20.0

5 全人身事故の類型別件数

区 分	当 日	当 月 累 計			当 年 累 計					
		当 月	増 減 数	増 減 率	当 年	構 成 率	増 減 数	増 減 率		
人 対 車 両	対(背)面通行中	1	29	17	141.7	78	1.7	25	47.2	
	横断中	横断歩道	2	53	12	29.3	182	4.0	35	23.8
		その他		24	-8	-25.0	84	1.8	-9	-9.7
	そ の 他	2	33	7	26.9	107	2.3	15	16.3	
小 計	5	139	28	25.2	451	9.9	66	17.1		
車 両 相 互	正 面 衝 突		36	17	89.5	70	1.5	2	2.9	
	追 越 突	20	630	104	19.8	1,621	35.5	164	11.3	
	出 会 い 頭	16	505	78	18.3	1,322	28.9	71	5.7	
	追 越 ず れ 違 い 時		27	1	3.8	78	1.7	2	2.6	
	右 左 折 時	2	179	28	18.5	479	10.5	-27	-5.3	
	そ の 他	4	169	-1	-0.6	443	9.7	3	0.7	
小 計	42	1,546	227	17.2	4,013	87.8	215	5.7		
車 両 単 独		31	-11	-26.2	105	2.3	-2	-1.9		
踏 切		2	2		2	0.0	2			
合 計	47	1,718	246	16.7	4,571	100.0	281	6.6		

(令和 5年 3月 31日分)

6 警察署別発生状況

区分	当日			当月累計						当年累計					
	件数	死者	傷者	件数		死者		傷者		件数		死者		傷者	
				増減		増減		増減		増減		増減		増減	
下田				24	7			31	4	51	3			72	10
大仁				31	-2			43	1	68	-9			94	-3
三島				53	7			61	-8	152	-17		-1	188	-26
伊東				24	2			37	5	62	-12			92	-8
熱海				19	9	1	1	25	15	48	13	1	1	58	18
沼津	5		5	107	10		-1	130	15	291	8	1	-1	361	10
裾野	3		3	46	4			54	1	128	23	1	1	152	28
御殿場	1		1	49	24			61	29	115	24			145	39
富士	3		3	127	54			160	67	299	42	1		365	47
富士宮				44	7	1	1	56	7	135	18	1		175	36
清水	7		9	97	17			119	33	278	38			346	71
静中	3		4	106	15	1		125	18	302	47	1		359	51
静南	3		4	99	-1			117	-6	265	-16			312	-37
藤枝				48	-4	1	1	58	-4	168	31	2	2	205	42
焼津	5		7	81	39			97	42	194	33			233	39
島田				37	8			51	13	92	-13	1	1	125	-4
牧之原	1		1	24	9			27	7	56	-1		-1	65	-4
菊川	2		2	23				33	4	73	14			105	19
掛川	2		2	63	22			82	29	145	18		-1	187	13
袋井	2		3	51	4			67	8	129	10			167	22
磐田	2		2	80	3			102	6	210	-20			269	-25
天竜				4	-1		-1	11	5	13	-2		-2	20	5
浜北	2		3	47	9			55	9	123	5			146	6
浜東				167	1			205	-16	416	-15		-1	533	-28
浜中				125	2			150	-12	364	32		-2	452	25
浜西				53	6		-1	70	10	145	5		-1	203	11
細江	4		4	54	7			62	-1	156	45			212	71
湖西	1		1	18	-3			22	-5	52	-3			65	-1
高速隊	1		1	17	-9	3	2	21	-19	41	-20	3	2	63	-35
合計	47		55	1,718	246	7	2	2,132	257	4,571	281	12	-3	5,769	392

(ブロック別発生状況 ※高速隊は除く)

伊豆				151	23	1	1	197	17	381	-22	1		504	-9
東部	12		12	373	99	1		461	119	968	115	4		1,198	160
静岡	13		17	302	31	1		361	45	845	69	1		1,017	85
中部	6		8	190	52	1	1	233	58	510	50	3	2	628	73
西部	8		9	217	29			284	47	557	22		-1	728	29
浜松	7		8	468	21		-2	575	-10	1,269	67		-6	1,631	89

7 各種事故別

区分	当日			当月累計						当年累計					
	件数	死者	傷者	件数		死者		傷者		件数		死者		傷者	
				増減		増減		増減		増減		増減		増減	
幼児				10	-8			10	-10	29	-9			33	-9
園児				21	-1			24	-1	55	3			63	5
小学生	3		3	50				55	-5	147	27			164	28
中学生				38	16			38	17	108	33			114	38
高校生	2		2	64	-19			57	-18	197	-22			184	-27
高齢者	18		10	652	119	5	1	351	38	1,819	241	9	-2	1,032	127
高齢運転	11		13	427	92	4	2	516	97	1,182	176	6		1,457	208
若者運転	9		11	349	37	1		455	51	872	-23	1	-2	1,165	3
初心者	1		1	45	-6			61	-9	131	8			196	29
歩行者	5		5	141	27	3	1	143	29	457	62	5	-2	460	64
自転車	8		8	247	30			244	32	683	12	1	-1	667	11
原付車	2		3	90	17			97	22	251	17			269	24
自二車	2		2	85	-9		-1	98		228	-39		-1	267	-19
無免許				3	2			4	3	9	3			12	5
飲酒				4				8	4	18	7			24	13
交差点	21		27	694	106		-1	844	97	1,882	98	2	-1	2,275	59

浜松東署管内の交通事故日報

1 発生状況

(令和 5 年 3 月 31 日分)

区 分	当 日			当 月 累 計			当 年 累 計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当 年				167		205	416		533
増 減	-7		-11	1		-16	-15	-1	-28
率	-100.0		-100.0	0.6		-7.2	-3.5	-100.0	-5.0

2 路線別

区 分	当 日			当 月 累 計			当 年 累 計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増 減	死者	傷者
国道				43		55	79	-7		103
主要地方道				12		13	27	-7		30
一般県道				17		18	46	-1		62
市町村道				84		108	239	2		311
その他				11		11	25	-2		27

3 市区町別

区 分	当 月 累 計			当 年 累 計					
	件数	死者	傷者	件数	増 減	死者	増 減	傷者	増 減
中区	13		19	33	2			51	14
東区	94		116	239	-28			302	-42
南区	60		70	144	11		-1	180	

4 当事者別件数 (第1当)

区 分	当 日	当 月	当 年	増 減 数
大型車		3	6	-1
中型車		4	7	2
準中型車		1	7	-2
普通車		155	375	-13
二輪車		4	10	1
自転車			10	
歩行者				
その他				-1

注：不明は除く

5 居住地別件数 (第1当)

区 分	当 日	当 月	当 年	増 減 数
管 内		111	252	-4
管 外		53	152	5
県 内		3	11	-15
県 外				

注：不明は除く

6 年齢別件数 (第1当)

区 分	当 日	当 月	当 年	増 減 数
15歳以下				
16～19歳		6	14	-6
20～24歳		20	49	-7
25～29歳		17	32	-16
30～39歳		30	68	10
40～49歳		24	72	3
50～59歳		25	67	-1
60～64歳		12	22	-11
65歳以上		33	91	14
不 明			1	-1

7 事故類型別件数

区 分	当 日	当 月	当 年	増 減 数	
人対(背)面通行中		3	6	4	
人対車	横断中	1	7	-3	
	その他	1	3	-2	
車対車		4	10	4	
小 計		9	26	3	
車両相互	正面衝突	1	2	-1	
	追 突		63	148	-6
	出 会 い 頭		56	147	-1
	追越すれ違い時			4	-3
	その他		15	39	1
小 計		155	382	-14	
車両単独		3	8	-4	
踏 切					
合 計		167	416	-15	

8 各種事故別

区 分	当 日 累 計			当 月 累 計			当 年 累 計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増 減	死者	増 減	傷者	増 減
幼 児				2		2	3	-4			3	-4
園 児				3		4	9	2			11	2
小 学 生				7		10	17	3			21	4
中 学 生				2		2	12	2			12	2
高 校 生				7		5	23	8			22	7
高 齢 者				48		26	147	32		-1	87	28
高 齢 運 転				33		42	90	14			121	15
歩 行 者				9		9	26	3		-1	26	3
自 転 車				27		27	70	23			69	25
原 付 車				9		9	18	-3			20	-2
自 二 車				2		4	11	-18			16	-15
若 者 起 因				43		53	90	-28			110	-46
初 心 者				6		7	10	-9			12	-18
無 免 許							1				1	
飲 酒							1	-1			1	-1
交 差 点				67		91	188	-10			246	-12

令和5年4月9日執行 第20回統一地方選挙の結果について

浜松市東区選挙管理委員会

●東区役所期日前投票所

市長	①期日前投票者数			市議	①期日前投票者数			県議	①期日前投票者数		
	男	女	計		男	女	計		男	女	計
3月27日	9	8	17	3月27日				3月27日			
3月28日	15	12	27	3月28日				3月28日			
3月29日	19	22	41	3月29日				3月29日			
3月30日	27	22	49	3月30日				3月30日			
3月31日	30	28	58	3月31日				3月31日			
4月1日	463	367	830	4月1日	472	369	841	4月1日	473	369	842
4月2日	507	433	940	4月2日	510	434	944	4月2日	510	433	943
4月3日	497	491	988	4月3日	506	501	1,007	4月3日	506	501	1,007
4月4日	554	558	1,112	4月4日	558	562	1,120	4月4日	558	561	1,119
4月5日	682	716	1,398	4月5日	688	724	1,412	4月5日	686	724	1,410
4月6日	672	756	1,428	4月6日	674	758	1,432	4月6日	674	758	1,432
4月7日	503	528	1,031	4月7日	508	534	1,042	4月7日	508	534	1,042
4月8日	976	928	1,904	4月8日	979	930	1,909	4月8日	980	930	1,910
計	4,954	4,869	9,823	計	4,895	4,812	9,707	計	4,895	4,810	9,705

●イオン浜松市野期日前投票所

市長	①期日前投票者数			市議	①期日前投票者数			県議	①期日前投票者数		
	男	女	計		男	女	計		男	女	計
4月1日	517	679	1,196	4月1日	521	681	1,202	4月1日	522	681	1,203
4月2日	610	784	1,394	4月2日	612	787	1,399	4月2日	612	787	1,399
4月3日	439	861	1,300	4月3日	440	862	1,302	4月3日	440	862	1,302
計	1,566	2,324	3,890	計	1,573	2,330	3,903	計	1,574	2,330	3,904

合計	6,520	7,193	13,713	合計	6,468	7,142	13,610	合計	6,469	7,140	13,609
----	-------	-------	--------	----	-------	-------	--------	----	-------	-------	--------

令和5年4月9日執行
浜松市長選挙 投票状況速報

浜 松 市

中間・確定の別	確 定
現在時刻	21 時 20 分現在

	当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率 (%)
	男	女	計	男	女	計	
中 区	93,605	96,405	190,010	45,057	47,233	92,290	48.57
東 区	52,057	52,653	104,710	24,842	25,482	50,324	48.06
西 区	43,117	44,365	87,482	23,219	23,705	46,924	53.64
南 区	40,974	40,652	81,626	20,271	19,987	40,258	49.32
北 区	37,232	38,354	75,586	19,176	19,288	38,464	50.89
浜北区	39,119	40,152	79,271	18,788	19,156	37,944	47.87
天竜区	11,254	11,907	23,161	5,479	5,626	11,105	47.95
市全体	317,358	324,488	641,846	156,832	160,477	317,309	49.44

令和5年4月9日執行
浜松市長選挙

開票速報

確定	00時15分
----	--------

浜松市選挙管理委員会

届出 番号	候補者名	党派名	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
1	中野 ゆうすけ	無所属	71,267	39,423	37,573	31,147	28,996	29,353	8,986	246,745
2	しまだ 博	無所属	17,607	9,331	8,008	7,808	8,365	7,513	1,898	60,530
A	得票数計		88,874	48,754	45,581	38,955	37,361	36,866	10,884	307,275
B	按分切捨て票		0	0	0	0	0	0	0	0
C	いずれにも属さない票		0	0	0	0	0	0	0	0
D	有効投票数 (A+B+C)		88,874	48,754	45,581	38,955	37,361	36,866	10,884	307,275
E	無効投票数		3,418	1,570	1,343	1,303	1,103	1,077	221	10,035
F	投票総数 (D+E)		92,292	50,324	46,924	40,258	38,464	37,943	11,105	317,310
G	無効投票率(%) (E/F)		3.70	3.12	2.86	3.24	2.87	2.84	1.99	3.16
H	持帰りその他		-2	0	0	0	0	1	0	-1
I	投票者総数		92,290	50,324	46,924	40,258	38,464	37,944	11,105	317,309
J	開票率(%) ((F+H)/I×100)		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
確定時刻			00時15分	23時45分	23時54分	23時48分	23時14分	23時25分	22時35分	00時15分

令和5年4月9日執行
浜松市議会議員選挙 投票状況速報

浜 松 市

中間・確定の別	確 定
現在時刻	21 時 20 分現在

	当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率 (%)
	男	女	計	男	女	計	
中 区	93,603	96,403	190,006	45,002	47,168	92,170	48.51
東 区	52,052	52,652	104,704	24,800	25,443	50,243	47.99
西 区	43,110	44,364	87,474	23,119	23,598	46,717	53.41
南 区	40,968	40,652	81,620	20,229	19,944	40,173	49.22
北 区	37,226	38,353	75,579	19,146	19,260	38,406	50.82
浜北区	39,116	40,151	79,267	18,748	19,122	37,870	47.78
天竜区							
市全体	306,075	312,575	618,650	151,044	154,535	305,579	49.39

開 票 状 況 票

令和5年4月9日執行
浜松市議会議員選挙

東区
確定

浜松市選挙管理委員会

届出 番号	候 補 者 名	党 派	得票数
1	吉川 なおこ	日本共産党	2,970
2	杉山 ゆうじ	無所属	3,861
3	遠山 しょうご	無所属	4,866
4	鈴木 ひろゆき	無所属	5,019.964
5	高林 おさむ	無所属	4,600
6	いしづ ようこ	立憲民主党	6,940
7	花井 和夫	自由民主党	9,012
8	山崎 とし子	公明党	5,524
9	鈴木 まさと	無所属	5,056.035
10	中嶋 みのり	無所属	1,323
得 票 数 計 A			49,171.999
按分の際切り捨てられた票 B			0.001
いずれの候補者にも属しない票 C			0
有 効 投 票 数 D(A+B+C)			49,172
無 効 投 票 数 E			1,071
投 票 総 数 F(D+E)			50,243
無 効 投 票 率 (%) G(E/F)			2.13
持 帰 り そ の 他 H			0
投 票 者 総 数 I			50,243
開 票 率 (%) J((F+H)/I)			100.00
終 了 時 刻		00時37分	
所 要 時 間		3時間7分	

令和5年4月9日執行
静岡県議会議員選挙 投票状況速報

浜 松 市

中間・確定の別	確 定
現在時刻	21 時 15 分現在

	当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率 (%)
	男	女	計	男	女	計	
中 区	93,609	96,408	190,017	44,994	47,164	92,158	48.50
東 区	52,058	52,653	104,711	24,796	25,431	50,227	47.97
西 区							
南 区	40,971	40,652	81,623	20,230	19,941	40,171	49.22
北 区	37,229	38,355	75,584	19,144	19,259	38,403	50.81
浜北区							
天竜区							
市全体	223,867	228,068	451,935	109,164	111,795	220,959	48.89



報道発表

区協議会の開催日程（4月）について

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第1回	4月26日 (水) 14:00~	浜松市 防災学習センター 3階 講座室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長及び副会長の選任について ・ (協議)令和5年度中区地域力向上事業「区民活動・文化振興事業、区課題解決事業」について ・ (協議)令和5年度協働センターを核とした地域課題解決事業について ・ (報告)令和5年度浜松市中区区政運営方針について ・ その他 	5人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第1回	4月19日 (水) 13:30~	東区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長及び副会長の選任について ・ (報告)令和5年度浜松市東区区政運営方針について ・ その他 	5人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第1回	4月26日 (水) 13:30~	舞阪協働 センター 1階 ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長及び副会長の選任について ・ (報告)令和5年度浜松市西区区政運営方針について ・ その他 	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第1回	4月27日 (木) 13:30~	南区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長及び副会長の選任について ・ (報告)令和5年度浜松市南区区政運営方針について ・ その他 	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第1回	4月26日 (水) 10:00~	北区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長及び副会長の選任について ・ (報告)令和5年度浜松市北区区政運営方針について ・ その他 	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1112
浜北区協議会	第1回	4月27日 (木) 13:30~	浜北区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長及び副会長の選任について ・ (報告)令和5年度浜松市浜北区区政運営方針について ・ その他 	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第1回	4月27日 (木) 14:00~	天竜区役所 2階 21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長及び副会長の選任について ・ (報告)令和5年度浜松市天竜区区政運営方針について ・ その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

*傍聴の申し込みは、各区役所区振興課へお問い合わせください。

